

# SkyLink 保証サービス利用規約

## 第1条（規約の適用）

1. エレコム株式会社（以下、「当社」といいます。）は、この SkyLink 保証サービス利用規約（別表に定める内容も含むものとし、以下、「本規約」といいます。）を定め、当社から提供されるサービス（以下、「基本サービス」といいます。）のうち、本サービスを付帯する若しくは含まれる契約（以下、「基本契約」といいます。）を当社と締結しているお客様（以下、「会員」といいます。）に、当社が基本サービスに基づき提供する無線 LAN ルータ（以下、「本ルータ」といいます。）の保証条件について定めるものとし、
2. 会員は、本ルータの利用にあたり本規約の定めに従うものとし、
3. 本規約に定めのない事項については基本サービスにかかる規約（以下、「基本規約」といいます。）に従うものとし、

## 第2条（規約の変更）

本規約は、基本規約と一体をなすものであり、本規約の変更は、基本規約の定めによるものとし、

## 第3条（サービスの内容）

1. 本サービスとは、基本サービスに基づいて、会員に提供される本ルータについて当社が提供する保証サービスであり、本ルータが故障した場合（第6条に定める場合を除く。）には、無償にて、当社は会員に当該本ルータを修補、又は、新しい無線 LAN ルータと交換するサービスをいうものとし、但し、その場合、故障した本ルータと交換される無線 LAN ルータ（当該提供後は、本規約において、「本ルータ」として本サービスの対象となります。）は、提供されていた本ルータと同機種、同機能、同サイズであることは一切保証されません。
2. 本サービスは、故障した本ルータを修補又は交換するサービスであり、会員の修補又は交換前の本ルータの設置状態を復旧するサービスではありません。当社が修補後の本ルータ又は交換した本ルータを会員に送付することで本サービスは完了するものとし、それ以外のサービスは一切、会員には提供されません。
3. 本サービスによって、本ルータ（交換後の無線 LAN ルータを含みます）を会員から当社まで送付するにかかる費用は全て会員が負担するものとし、当社から会員に送付するにかかる費用は当社が負担するものとし、
4. 会員は、基本サービスに基づき提供される本ルータの機種等を指定できないものとし、本ルータの機種等は、当社が指定するものとし、
5. 本サービスによって提供される保証サービスは、会員への本ルータ提供時から基本サービス終了時まで提供されるものとし、但し、会員が本ルータを基本サービス以外の用途に使用した場合は、本サービスは終了するものとし、その後、本ルータを基本サービスのために使用したとしても、本サービスは有効とはならないものとし、
6. 交換用の本ルータを受け取った会員は交換後、修理及び交換の必要な本ルータを速やかに弊社に返却するものとし、
7. 本ルータに添付されている保証書及び保証規定の有無にかかわらず、本ルータについては、メーカー保証は一切付帯しません。

8. 本ルータを設置届け出住所以外で使用し、故障が発生した場合は、本サービスの対象とならないものとして扱います。

#### 第4条（サービス提供地域）

本サービスの提供地域であっても、本ルータの送付及び交換等に1週間から10日程度の時間を要する地域があります。当該地域及び時間については、別途当社が定めるものとします。また季節や天候、交通事情により日数を要する場合がありますが、その場合当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第5条（本ルータの所有権）

1. 本ルータは、基本契約に基づき当社から会員に無償にて提供されます。当該提供時に、その所有権は、当社から会員に移転するものとします。
2. 本サービスによって新しいルータと交換される本ルータの所有権は、当該本ルータを当社が受領した時点で、当社に所有権が移転するものとします。

#### 第6条（保証事項）

1. 以下の場合には、本サービスの対象外となります。
  - ① 故障した本ルータをご提出いただけない場合。
  - ② 当社及び当社が指定する機関以外の第三者ならびに会員による改造、分解又は修理により故障した場合。
  - ③ 当社が定める機器以外に接続、又は組み込んで使用し、故障又は破損した場合。
  - ④ 通常一般家庭内で想定される使用環境の範囲を超える温度、湿度又は振動等により故障した場合。
  - ⑤ 会員の故意又は過失により故障した場合。
  - ⑥ 基本サービス以外の利用によって故障した場合。
  - ⑦ 地震、火災、落雷、風水害、その他の天変地異、公害又は異常電圧などの外的要因により故障した場合。
  - ⑧ その他、無償修理又は交換が認められない事由が発見された場合。
  - ⑨ 設置届け出住所以外の場所での使用が認められた場合。または設置届け出先住所の変更を怠っていた場合。
2. 本ルータについて前項2号乃至9号の一に該当した場合は、会員に対する本サービスの提供は終了いたします。なお、その後、本ルータが正常に動作したとしても、会員は本サービスの提供を受けることができません。

#### 第7条（免責事項）

1. 会員は、本ルータのセキュリティ等の設定については、会員自身の責任と費用をもって行うものとし、当該設定によって、会員に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 当社が本ルータのセキュリティ等の設定を基本サービスに基づき会員に代わって行う場合であっても、当該設定は会員の指示に基づくものであることから、当該設定によって、会員に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 会員が業務上、本ルータを使用する場合は、当該使用が、第三者の知的財産権を侵害しないことを一切保証いたしません。

4. 本ルータに関して、当社が会員に対して負担する最大の損害賠償額は、債務不履行・不法行為等の理由の如何を問わず、金 2,000 円とするものとします。
5. 当社は本サービスの提供にあたり、当社に対して機密保持義務を負っている業務委託先に対し、本サービスの目的を遂行するために必要な範囲において、会員の個人情報を開示する場合があります。個人情報漏洩・紛失等の事故が生じた場合において当社が負担する損害賠償額は、会員が基本契約に基づいて当社に支払った合計金額を上限とするものとします。

#### 第8条（サービス窓口）

本サービスを提供の窓口は、当社の別途定めるサービス窓口で行うものとし、本ルータの販売者及びメーカーでは受け付けておりません。

#### 第9条（本サービスの終了）

終了理由の如何にかかわらず、基本契約が終了した場合、本サービスの提供も基本契約の終了と同時に終了するものとします。なお、基本契約終了後に、再度、基本契約を当社と再契約したとしても、旧基本契約に基づいて当社から提供された本ルータについては、本サービスの適用はないものとします。

制定日：2012年7月1日

改訂日：2013年10月1日